

介護報酬における地域差の勘案方法等について

1 地域の具体的検討について

○介護報酬の中間とりまとめ（平成10年10月26日）では、地域差の勘案については「現在の施設に係る措置費の事務費等からの円滑な移行、介護サービスの地域区分の主たる要因は人件費であると考えられること等から、制度創設時には、国家公務員の調整手当の級地区分を基本としつつ、今後、必要に応じ、客観的な指標等を踏まえ、必要な補正を加えて用いることが適当である。」とされたところ。

○今後、必要な補正を加えるにあたっては、物価・人件費に係る既存の統計や介護報酬実態調査等のデータを基本としつつ、各都道府県に意見を求めるなどして、地域の具体的区分についての検討を行う必要がある。

2 地域差を勘案する要素について

○現行制度では、措置費の場合は施設の人件費相当分について、診療報酬の場合は入院環境料の地域加算として施設整備の費用部分について地域差を設けているところ。

○こうした現行制度で行われている地域差の評価を前提とした場合、地域差を勘案する要素として、地域による費用の差が比較的大きいと考えられる、施設・事業所に関わる施設整備の費用である減価償却費や直接処遇職員の給与費等について考慮することが適当と考えられるが、今後実態調査の結果等を踏まえ、どの範囲で勘案するかさらに検討を加える必要がある。

○また、備品や医薬品等の購入に関わる物件費部分等については、現在、診療報酬や措置費の管理費相当部分についても地域差を考慮していないこと等を考えれば、勘案要素から除くことが適当と考えられる。

(参考) 給与費、減価償却費の全支出に占める割合

<老人保健施設> 給与費 54.2%、減価償却費 12.2%

<療養型病床群を有する病院> 給与費 56.7%、減価償却費 5.0%

*医療経済実態調査(平成9年9月)による。

*給与費は医師等も含んだもの。

*療養型病床群については療養型病床群が60%以上占める病院。

3 各サービスにおける地域差の勘案方法について

ア 施設サービス

○介護保険施設については、各施設における給与費の割合や減価償却の取り扱いが異なることから特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等の3区分にすることが考えられるが、今後、実態調査の結果による実際の比率等を踏まえ、3施設間に差が見られないようであれば、施設間の差を設けないことも考えられる。

イ 在宅サービス

○在宅サービスについては同じ区分支給限度額の中で1点あたりの単価がサービス毎に異なると、請求事務や審査支払事務が繁雑になることから、個別サービス毎に地域差を勘案するのではなく、訪問・通所系サービス共通で、区分された地域ごとに同一の単価を用いることを原則とすることが適当と考えられる。

○短期入所サービスについては、施設サービスの報酬を踏襲していることから、地域差についても施設サービスと同様に取り扱うことが適当と考えられる。

○居宅介護サービス計画費については、現在サービス提供の実態がなく、費用構成が不明であることから制度創設当初は地域差を設けないことが適当と考えられる。

○居宅療養管理指導については、医師・歯科医師の技術等について地域差を

考慮しないことや診療報酬との整合性を考えると地域差を設けないことが適当と考えられる。

- 特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護については、他の介護サービスとの均衡等を考慮しつつ、地域差を設けることが適当と考えられる。

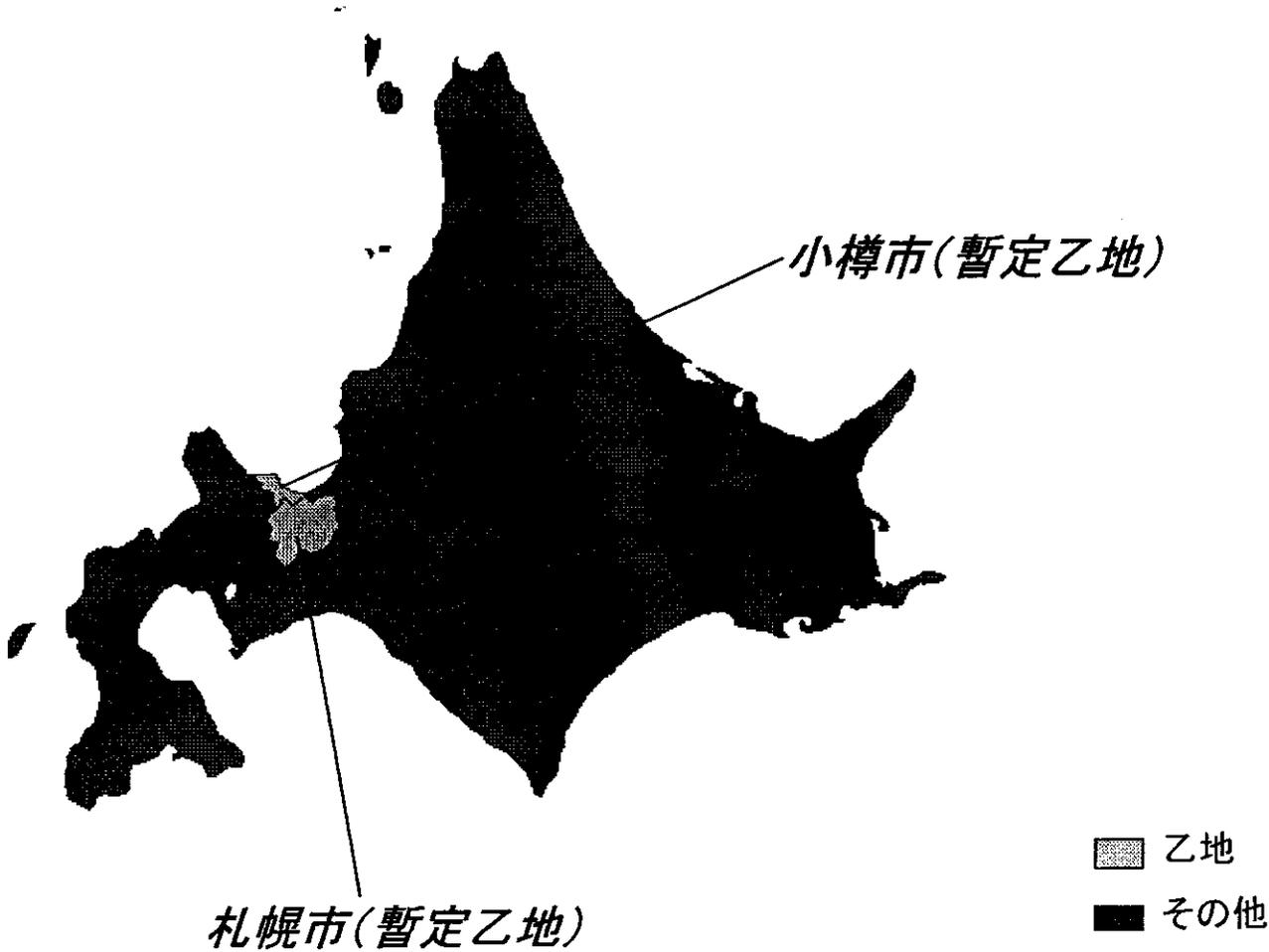
国家公務員の調整手当に係る級地区分等

都道府県名	甲 地			乙 地		その他
	12/100	10/100	6/100	(札幌市)	(小樽市)	
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県					仙台市	
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都	東京23区	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市	小金井市 国分寺市 国立市 田無市 狛江市			
神奈川県		横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市		(三浦郡葉山町) <逗子市>		
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県		名古屋市				
三重県						
滋賀県						
京都府		京都市				
大阪府		大阪市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 神戸市 尼崎市 西宮市	茨木市 八尾市 寝屋川市 箕面市 (堺市) (岸和田市) (東大阪市)	高石市 (泉大津市) (貝塚市) (泉佐野市) (富田林市) (和泉市) <忠岡町> 伊丹市	羽曳野市 門真市 (柏原市) <松原市> <大東市> <藤井寺市> <交野市>	<四条畷市> <摂津市>
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

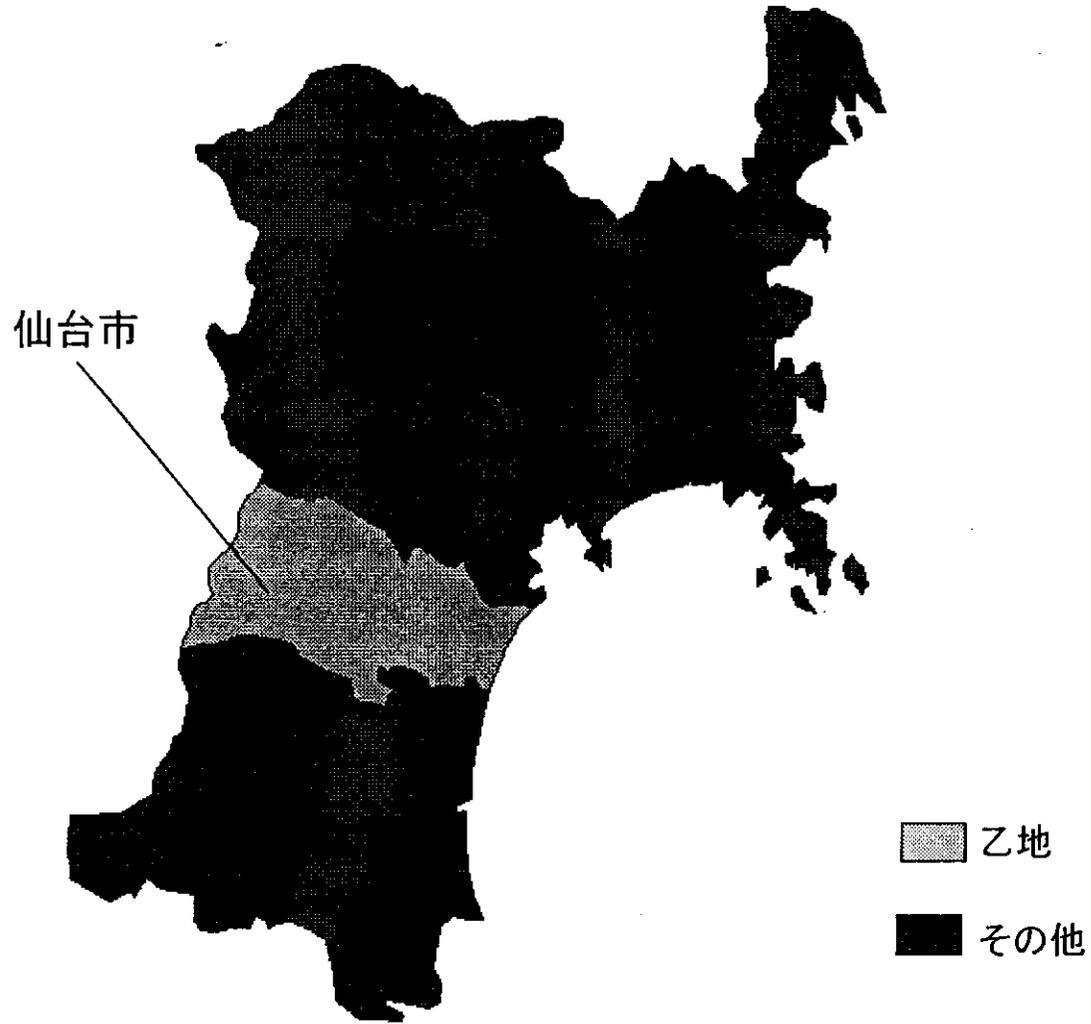
左記以外の地域

()は暫定地域
< >は措置費や診療報酬で該当地域に準ずるものとして認められた地域

北海道



宮城県



埼玉県

富士見市
(準乙地)

川越市

狭山市

上福岡市(準乙地)

大宮市

岩槻市

与野市(準乙地)

越谷市

草加市

鳩ヶ谷市(準乙地)

大井町
(準乙地)

川口市

乙地

その他

三芳町
(準乙地)

志木市

和光市

蕨市
(準乙地)

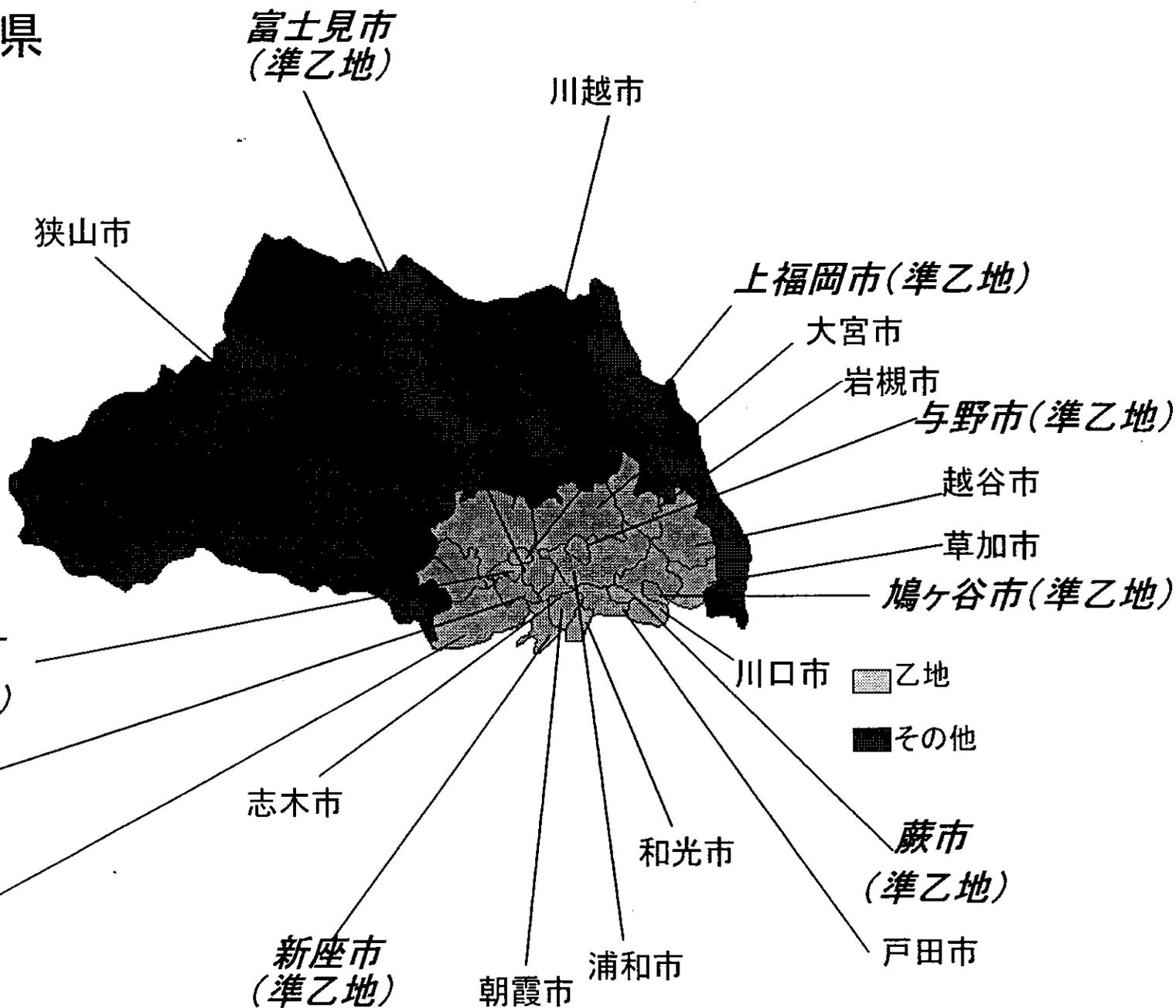
所沢市

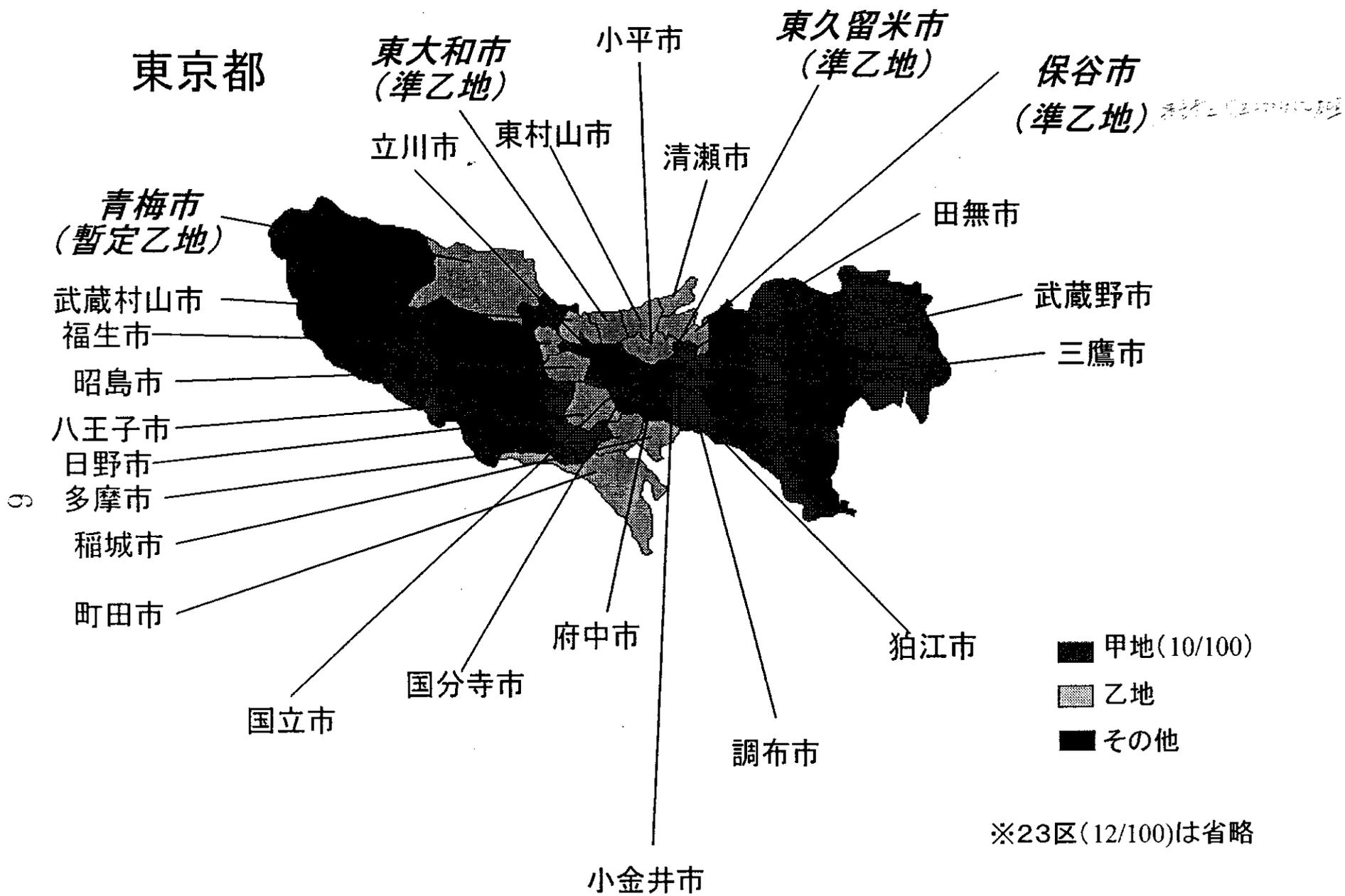
新座市
(準乙地)

朝霞市

浦和市

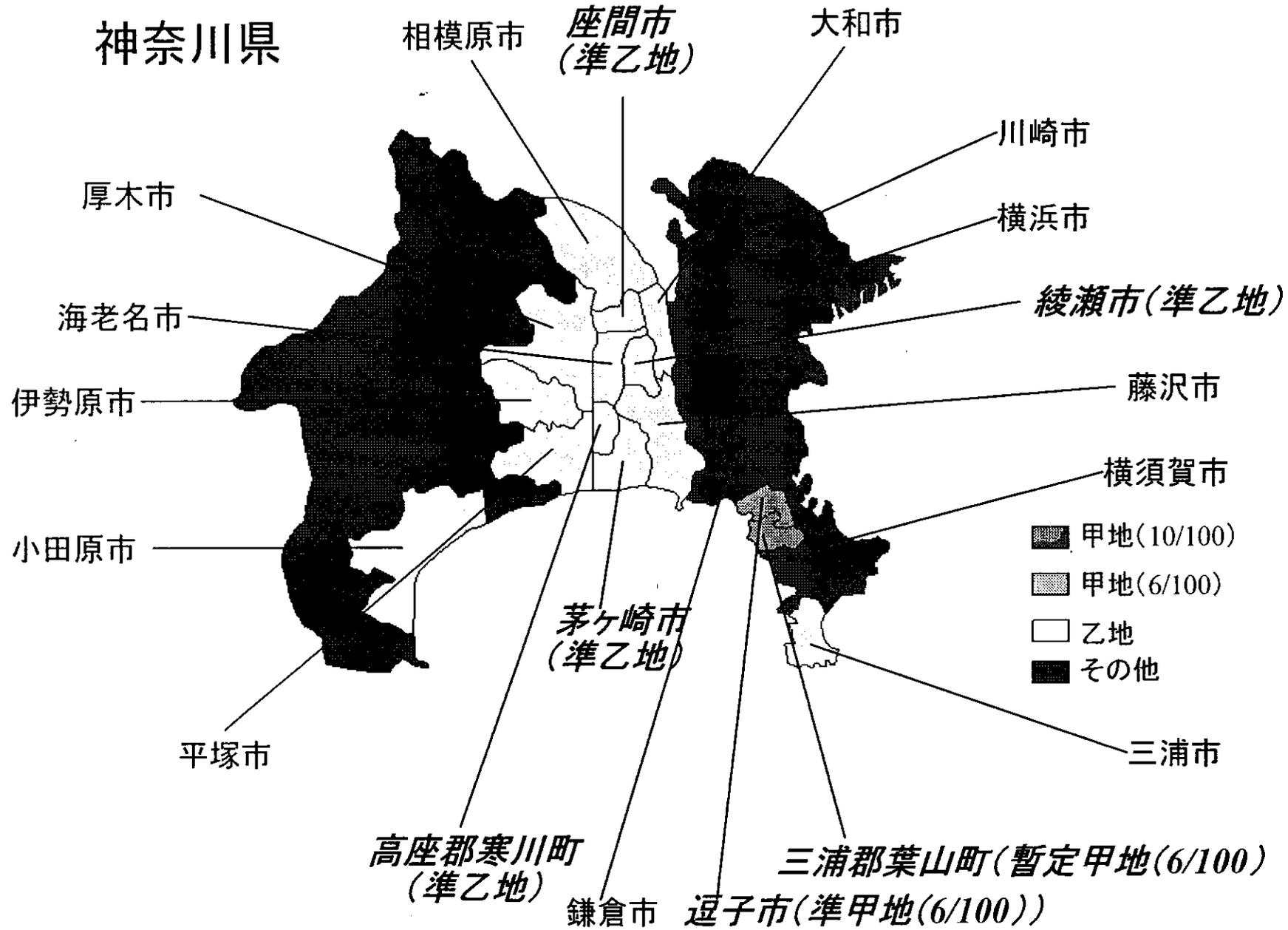
戸田市



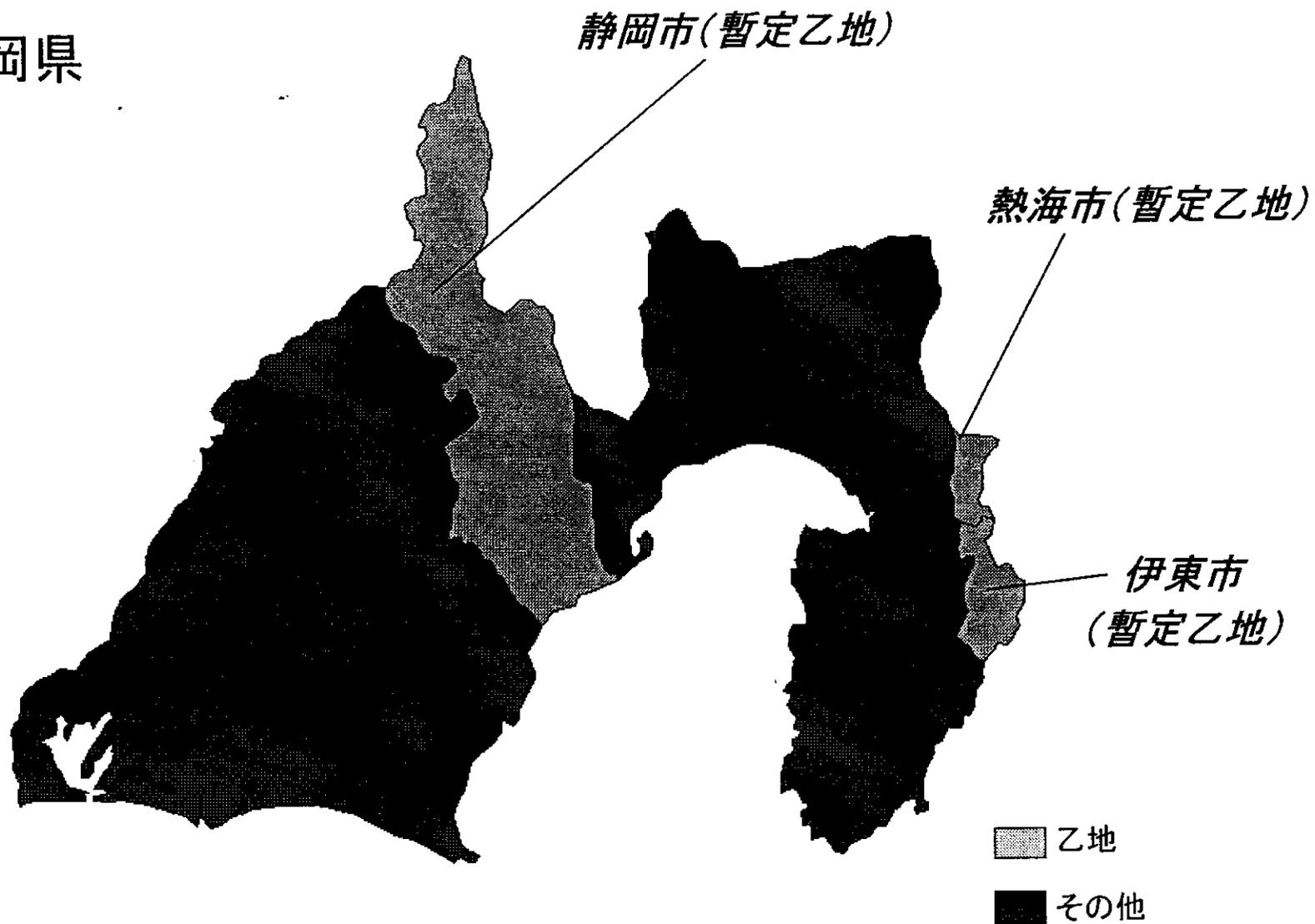


の

神奈川県

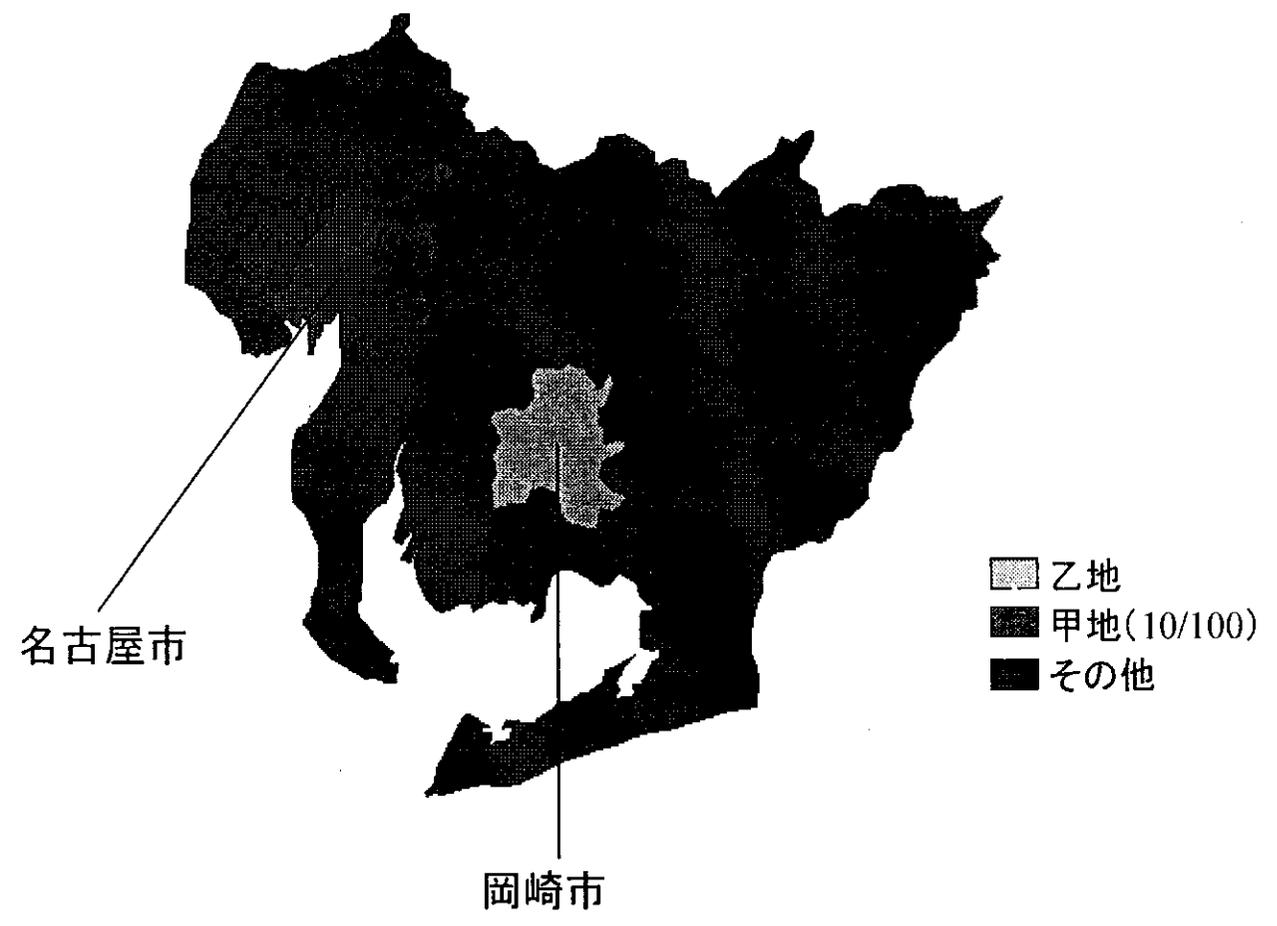


静岡県

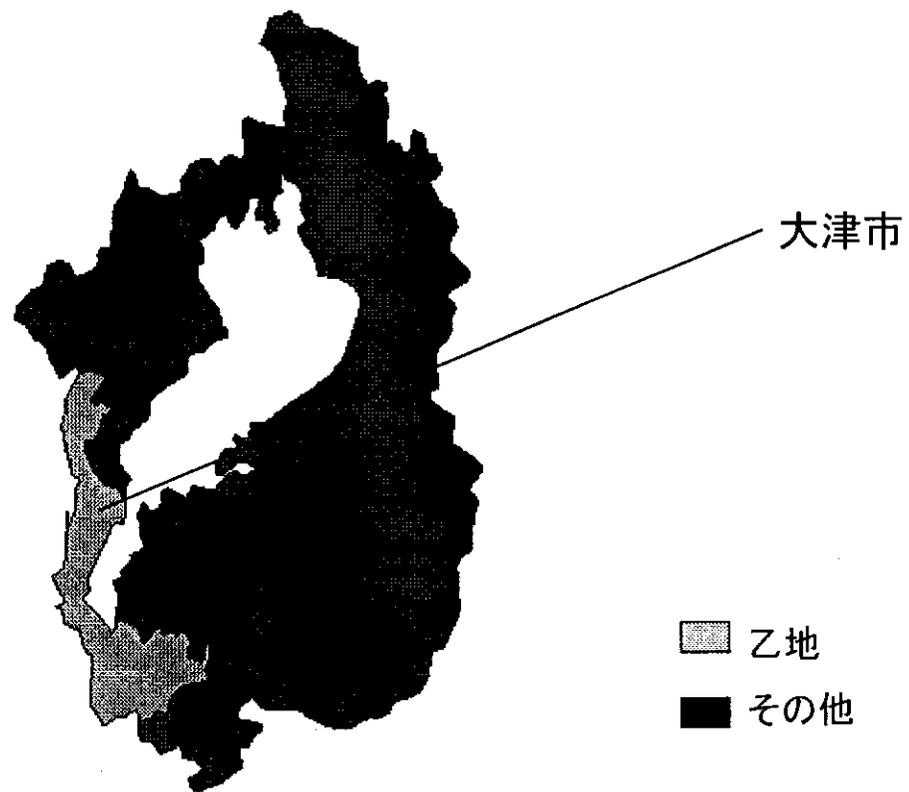


愛知県

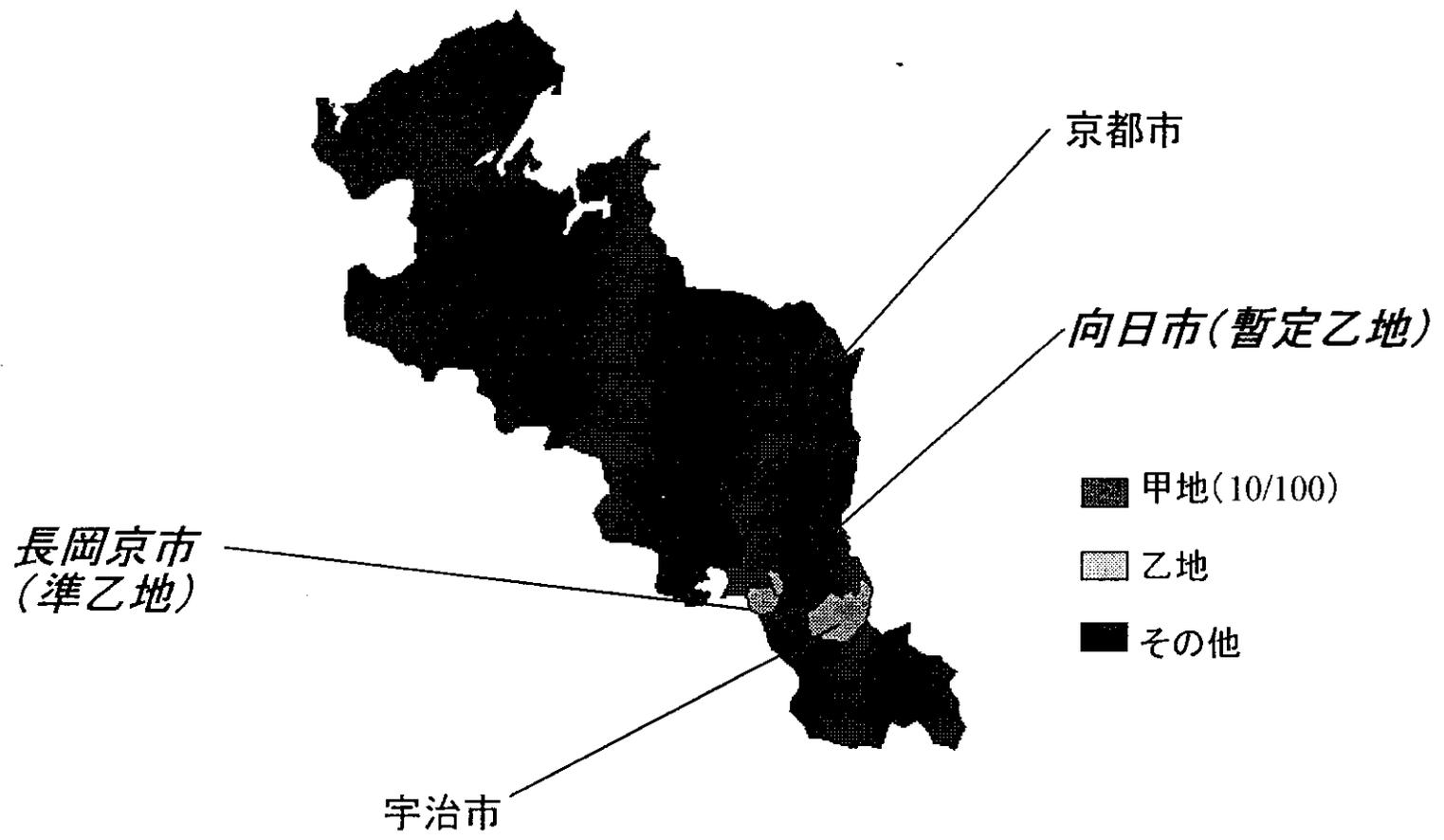
6

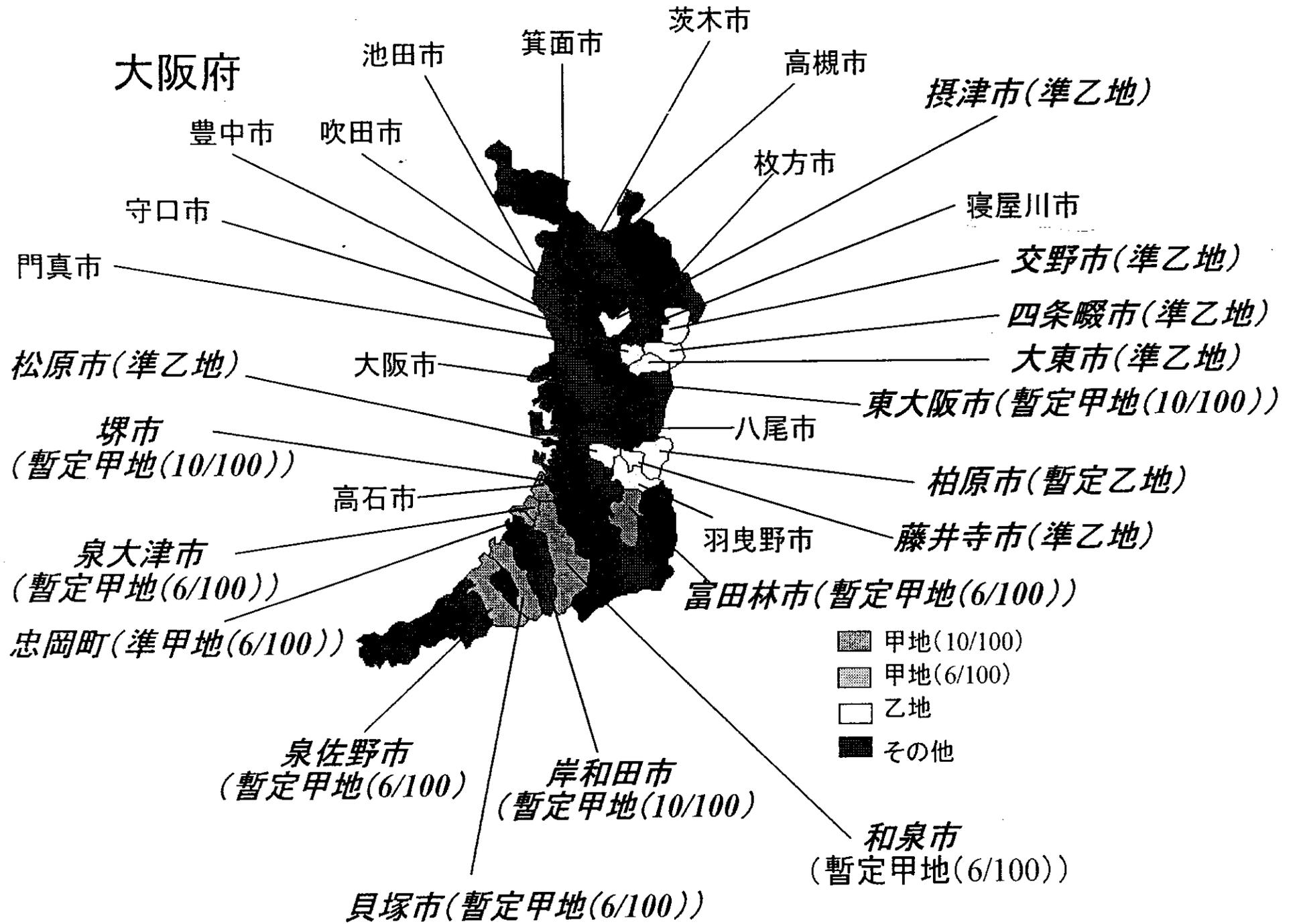


滋賀県

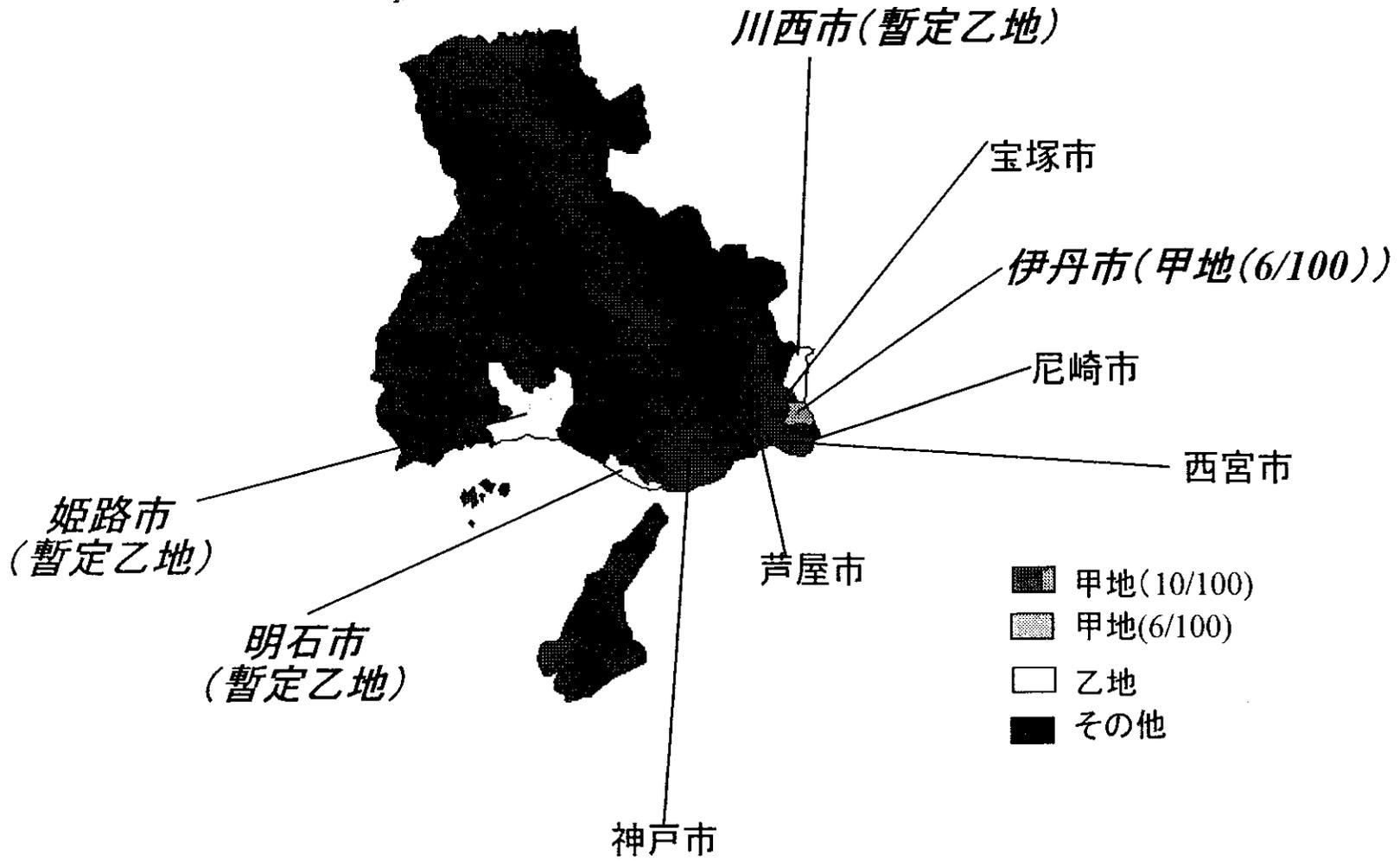


京都府

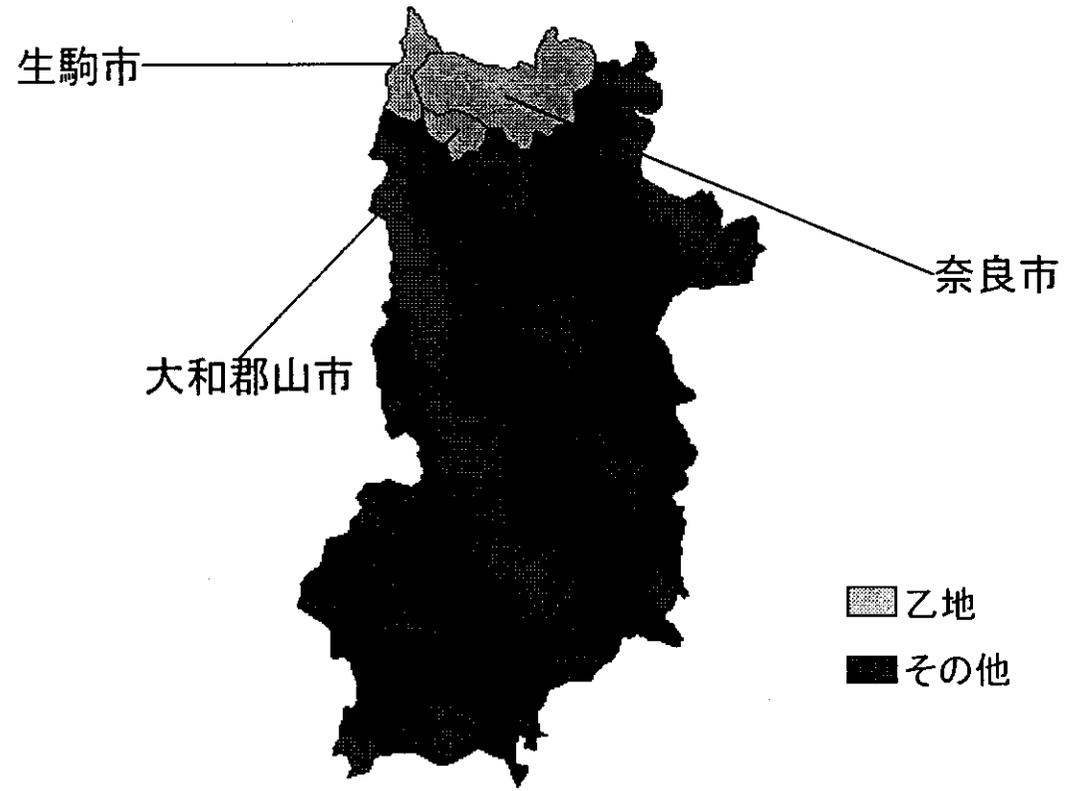




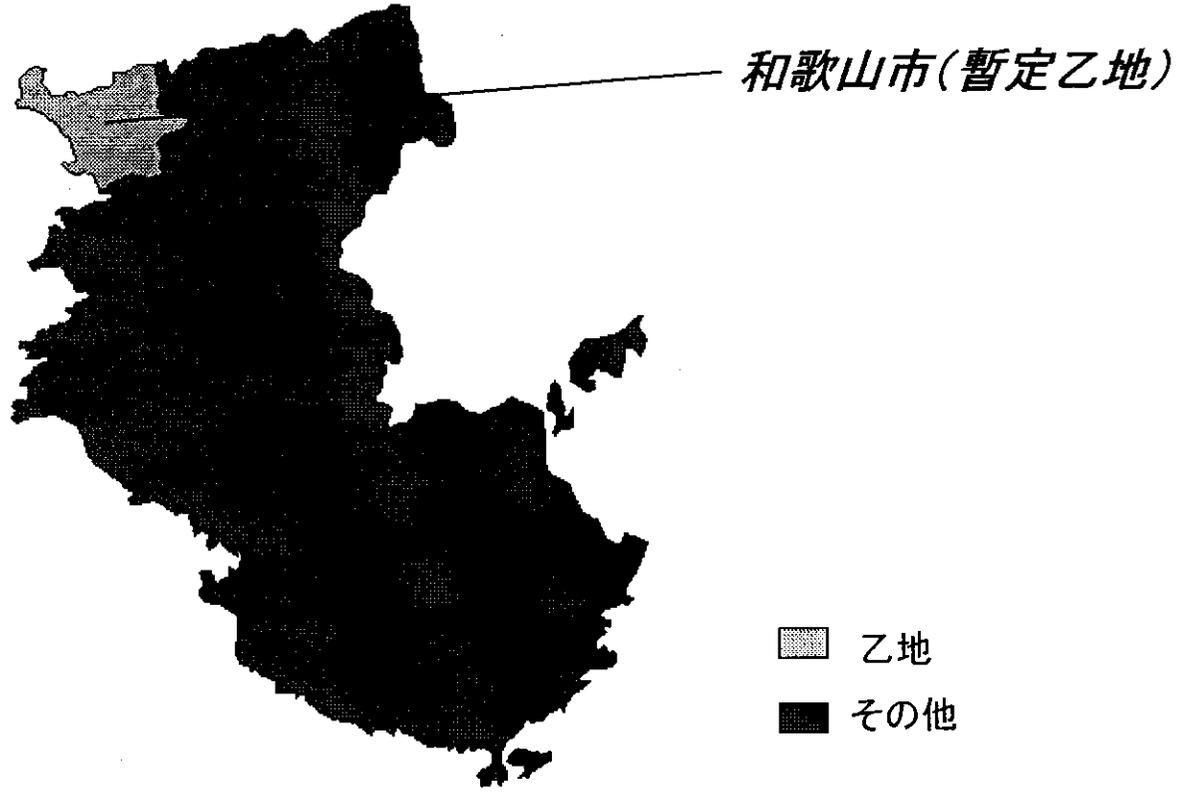
兵庫県



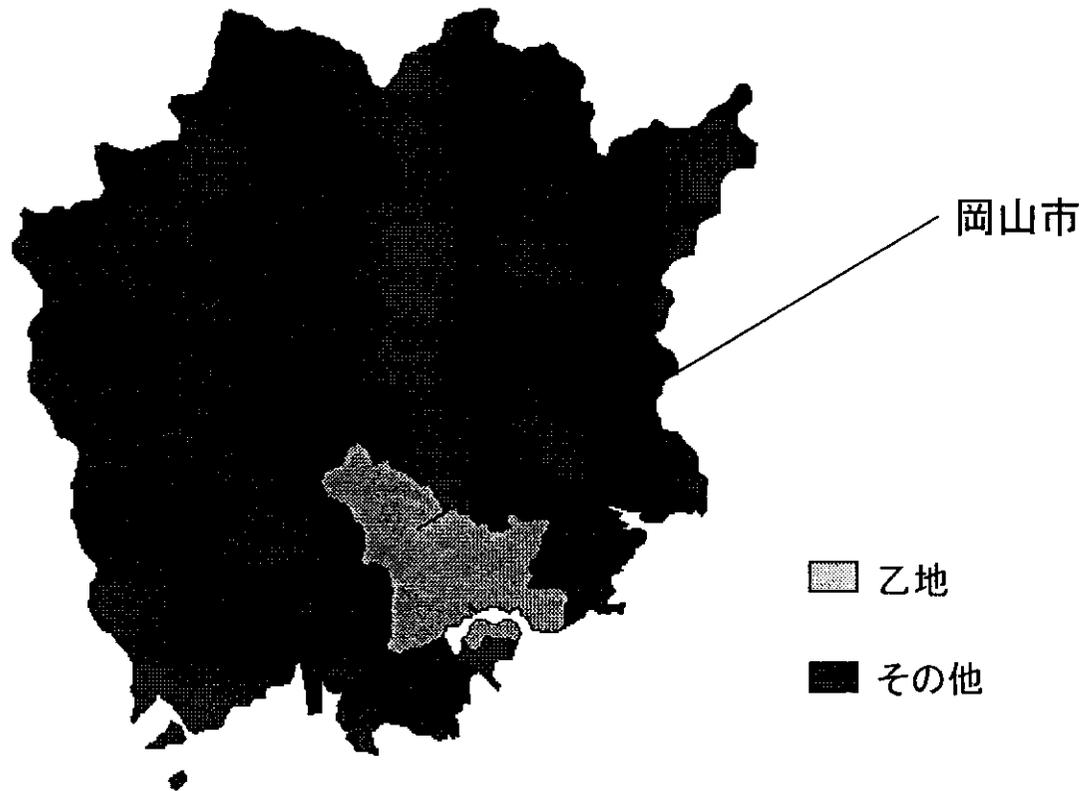
奈良県



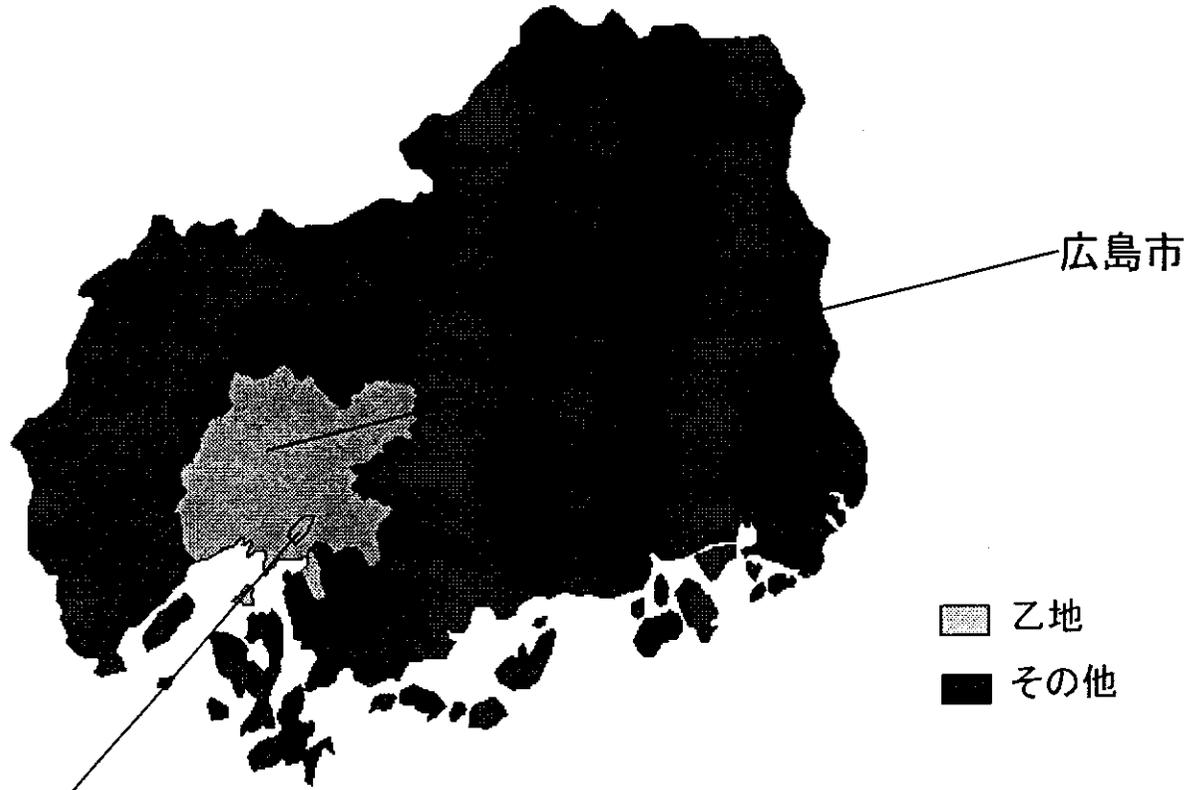
和歌山県



岡山県



広島県



府中町
(準乙地)

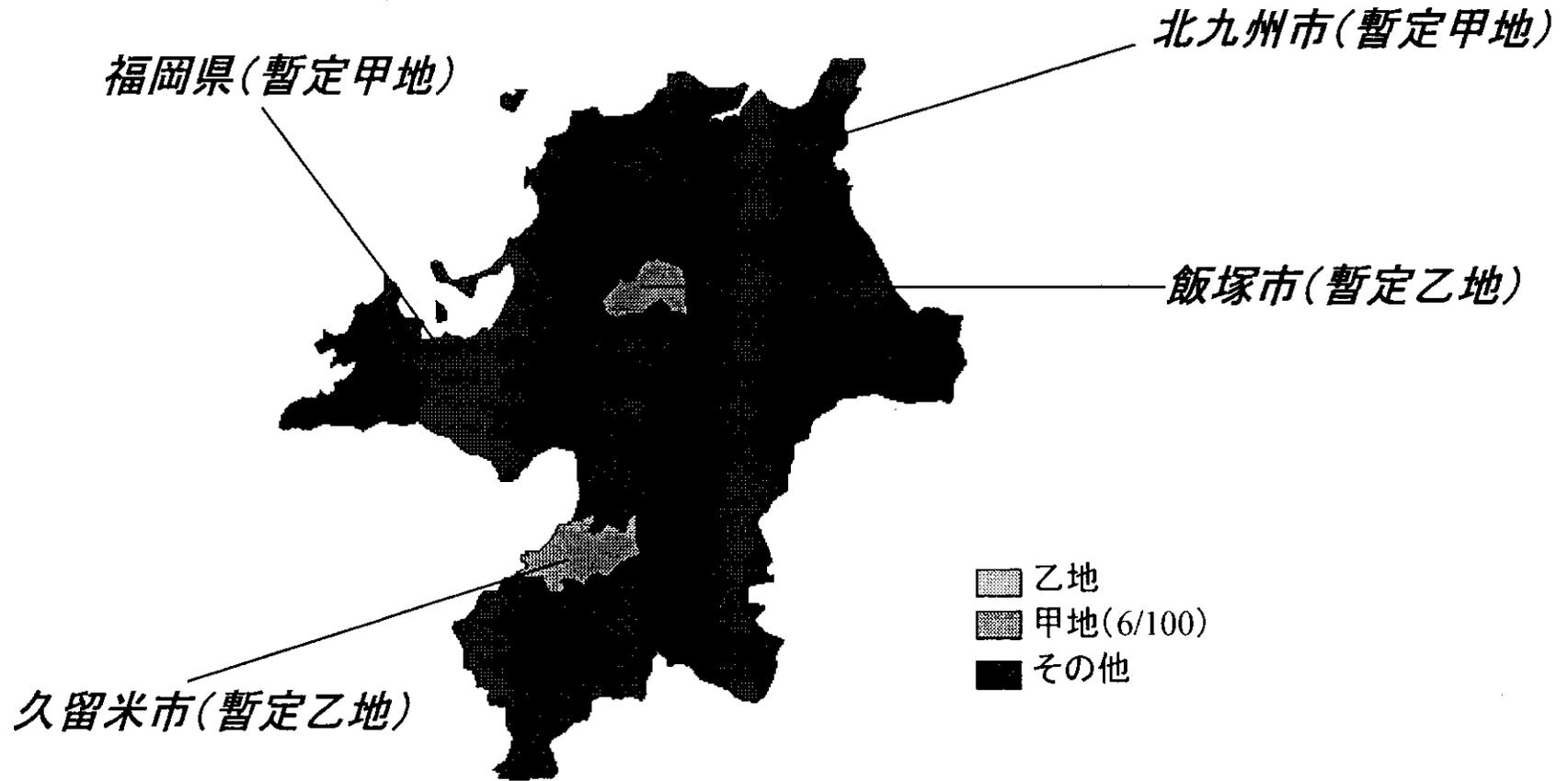
山口県



下関市(暫定乙地)

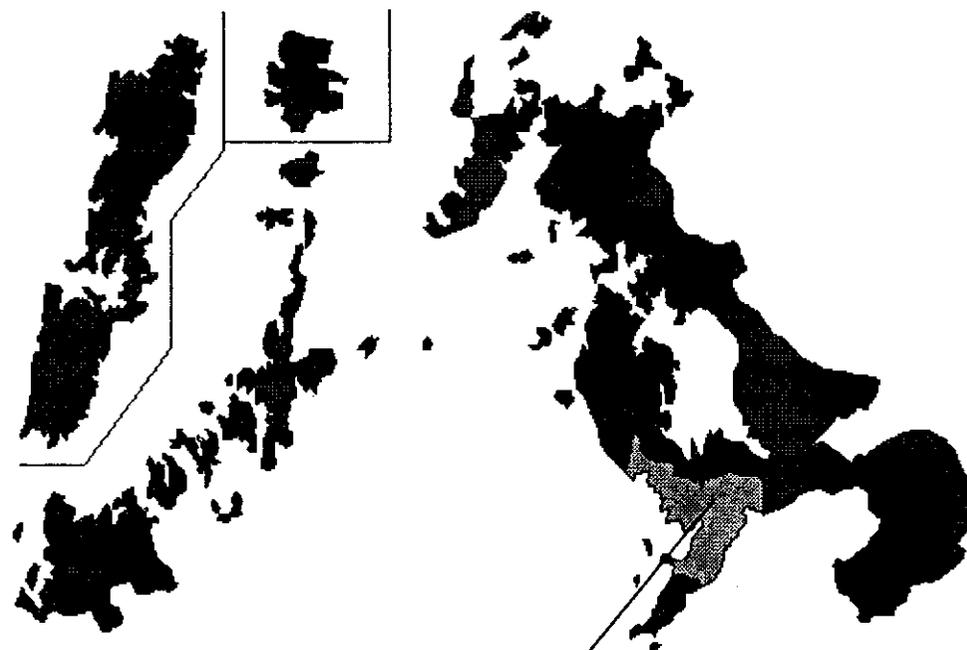
- 乙地
- その他

福岡県



長崎県

20



長崎市
(暫定乙地)

- 乙地
- その他